

# 確定申告

国税務課町民税係 ☎028(677)6013

## 芳賀町確定申告相談会の会場は、役場2階大会議室です

### ◆芳賀町確定申告相談会

- 会場 役場2階大会議室
- 期間 2月16日(金)～3月15日(金)の平日のみ
- 時間 午前の部 8:30～11:00  
午後の部 13:00～16:00
- 受付延長 2月22日(木)、2月29日(木)  
19:00まで延長



職員の感染症等の感染状況によっては一定期間、相談会を中断する可能性があります。

### 申告が必要なのは、どんな場合？

申告が必要な場合の例は、下の図の通りです。参考にしてください。

#### 申告が必要な場合(例)

- ・シルバー人材センターで働いて分配金を受け取った。
- ・農地を貸していて、現金やお米をもらった。
- ・副業収入がある。
- ※1 給与を2カ所以上の会社からもらっている。
- ・個人年金など、公的年金以外の年金を受け取った。
- ・給与と公的年金を両方もらっている。
- ・収入がない。

※1

これらの場合は  
町で申告を  
受け付けることが  
できません

#### 税務署で申告が必要な場合

- ・青色申告をする。
- ・1回目の住宅ローン控除等を受ける。
- ・土地、家屋、株式等の譲渡所得がある。
- ・株式、出資金の配当所得がある。
- ・雑損控除を受ける。
- ・給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ・暗号資産の収入がある。

※1 申告しなくてもよい場合があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 申告が不要な場合(例)

- ・収入が給与のみで年末調整が済んでいる。
- ・収入が公的年金(※2)のみ。
- ・無収入の未成年者で、扶養控除の対象または扶養親族である。

※2 公的年金の合計収入金額が400万円以上の場合は申告が必要です。

町での申告に関するお問い合わせは、確定申告相談会開始前(2月15日(木)まで)にお願いします。



### 真岡税務署での申告について

真岡税務署 ☎0285(82)2115  
(自動音声流れますので、「2」の番号を選択してください)

真岡税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

- 期間 2月16日(金)～3月15日(金)
- 時間 相談受付 8:30～16:00  
相談開始 9:00～

会場 真岡税務署1階会議室

確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE公式アカウント▶

※還付申告に限り、申告期間前でも申告相談を受け付けています。  
※スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場で、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

### 日曜日の申告について

日曜日に申告したい場合には、宇都宮税務署で実施する申告相談をご利用ください。

- 実施日 2月25日(日)
- 会場 マロニエプラザ
- 実施団体 宇都宮税務署
- 対応内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談



### 国税に対する質問・相談は国税庁ホームページへ



①チャットボット(ふたば)に質問する  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>

②タックスアンサーを利用する  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

国税庁ホームページで解決しない場合には、  
国税局電話相談センター☎0570(00)5901 国税相談専用ダイヤルをご利用ください。



チャットボット  
(ふたば)



タックス  
アンサー

カンタン・便利・待たない・休日もOK!

### スマホで確定申告してみませんか？

スマートフォン申告に必要なものは？

- ☑ マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号
- ☑ スマートフォン (マイナンバーカード読み取り対応機種)
- ☑ 源泉徴収票、医療費控除の明細書、収支の明細書 など



#### 動画でも確認!

スマートフォンを使った申告の方法を動画で見ることができます。

国税庁ホームページ  
「動画で見る確定申告」▶

